

令和8年3月

むつバドミントン協会

## 『運営管理料(保険料含む)』の導入について

平素より当協会主催の大会にご参加いただき誠にありがとうございます。

令和8年度より当協会主催の大会運営のために導入する『運営管理料(保険料含む)』について、ご説明いたします。

むつバドミントン協会では、これまで参加料からシャトルを確保し保険料等を支払い、大会運営を行ってまいりました。しかし、現在もシャトル代は高騰しており、その確保が難しい状況にあります。

当協会主催の大会運営にあたり、500円から1,000円程度の参加料の値上げも検討しました。しかし、参加者の負担が大きくなることから、下記のとおり、年一回の『運営管理料(保険料含む)』を頂戴し、大会運営に資することといたしました。

ご参加いただく皆様には負担増となってしまいますが、皆様に楽しんでいただける大会を安定して開催する為、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 運営管理料(保険料含む)について

- (1) 当協会主催の大会参加時のみ適応のスポーツレクリエーション保険料とする
- (2) 当協会主催大会参加料を超過する場合、その運営を補填する
- (3) 期間は年度内4月1日～翌年3月31日の1年間とする
- (4) 徴収は、その年度の初参加大会時に1度、1人一律1,000円を徴収する